

生駒市訓令甲第2号

生駒市行政企画会議規程及び生駒市行政改革推進本部設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市行政企画会議規程及び生駒市行政改革推進本部設置要綱の一部を改正する訓令

(生駒市行政企画会議規程の一部改正)

第1条 生駒市行政企画会議規程(昭和45年11月生駒市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

別表市長公室部会の項中「市民活動推進課長」の次に「、議会事務局次長」を加え、同表都市整備・開発部会の項中「、花のまちづくりセンター所長」を削り、同表消防部会の項中「本部次長」を「副消防長」に改める。

(生駒市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第2条 生駒市行政改革推進本部設置要綱(昭和60年6月生駒市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

別表市長公室部会の項中「市民活動推進課長」の次に「、議会事務局次長」を加え、同表都市整備・開発部会の項中「、花のまちづくりセンター所長」を削り、同表消防部会の項中「本部次長」を「副消防長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。